

2017年度日本ジオパーク再認定審査方針及び審査手順

日本ジオパーク委員会

1. 再認定審査の考え方

日本ジオパーク委員会は、国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme: IGGP）の定款とガイドライン¹に示されている考え方に沿って、日本ジオパークネットワークのメンバーにふさわしい地域を認定しています。

日本ジオパークの再認定審査においては、地質遺産の保全、活用の仕組みと取り組み、前回審査時からのジオパーク活動の進展などについて審査を行います。日本ジオパーク委員会では、2014年度以降の日本ジオパークネットワーク加盟認定審査において、「ジオパークを目指す地域は、持続可能な地域社会の実現のために、ジオパークとして、その地域にあったやり方で住民、行政、研究者などの関係者が、ともに考え続けているか。また、そのために、これまでのやり方を変える覚悟があるか」ということを最も基本的な審査基準として審査を行っています。この考え方を踏まえた上で、前回審査時に指摘された問題点に対応できているか、そしてそれのみに止まらず、地域が考え続けた結果としてジオパークの活動が質・量ともに充実しているかを審査します。そして持続可能な形で運営されてきたか、また活動にともなって明らかになっている問題点についてどのように対処し解決に向けて具体的な努力をしているかについても審査します。

再認定審査は、日本ジオパーク委員会が各日本ジオパークの再認定について判断するために行うものですが、日本ジオパーク委員会では、この審査を、審査員と地域とがより良いジオパークの実践について共に考える場としても位置付けています。審査員と地域とで現地審査前から十分にコミュニケーションをはかり、審査をうける日本ジオパークでは問題点を隠すことなく活動実績を示し、審査員と地域とで、話し合うべきこと、検証すべきこと、審査に参加すべき人などを十分に協議、確認したうえで再審査に臨んでください。

2. 対象地域

2-1. 2013年度に新規認定を受けた日本ジオパーク

佐渡、四国西予、三陸、おおいた姫島、おおいた豊後大野、三笠、桜島・錦江湾、とちろ鹿追

2-2. 2015年度に条件付き再認定となった日本ジオパーク

下仁田、茨城県北

3. 審査の方法と注意点

3-1. 現地審査は、原則的に JGC 委員を含む 3 名で構成する現地審査員が行う。

3-2. 現地審査は限られた日数で行われるため、現地審査員は、現況報告のほか、活動報告、過去の審査

報告書やそれに関わった現地審査員との議論、関連する研究成果などに基づき、審査項目を検討する。

- 3-3. 現地審査は、関係者からのヒアリングや面談、検証が必要なジオサイトや関連施設などの視察を中心に行う。
- 3-4. 各ジオパークは、現地審査員に対して、優れた活動実績を紹介するだけでなく、地域で問題となっている事項等についても、資料を準備し説明を行うようにする。
- 3-5. 説明、面談には十分な時間をかけ、分刻みのスケジュールは避ける。
- 3-6. 現地審査員は、現地審査後に、各事務局に資料提供などを求めることがある。
- 3-7. 現地審査の結果は現地審査員がまとめ、日本ジオパーク委員会事務局に提出する。
- 3-8. 現地審査を担当した日本ジオパーク委員会委員が、現地審査の結果を、日本ジオパーク委員会に報告する。
- 3-9. 日本ジオパーク委員会が、早急に解決を要する重要な問題点があると判断した場合には、2年後に審査を行う「条件付き再認定」となる。「条件付き再認定」となったジオパークは、審査結果判明後直ちに、2年間での問題点解決のための計画を立て、その解決を図る。
- 3-10. 条件付き再認定となったジオパークにおける審査は、前回審査時に指摘された問題点の改善状況の確認に重点を置きつつ、他地域同様の方法で行う。
- 3-11. 条件付き再認定後に行われる審査の結果、指摘された問題の解決が図られていないと日本ジオパーク委員会が判断した場合には、当該日本ジオパークが有する日本ジオパークネットワークの正会員資格は取り消される。

4. 提出書類

各日本ジオパーク事務局は、「現況報告(本文と添付資料)」の印刷版4部とその電子版を作成し、JGN事務局宛に9月13日(水)までに送付する。

4-1) 本文

本文では、以下の項目について記述すること。用紙はA4とし、30ページ以内の分量とする。作成の際には、IGGP定款・ガイドラインやJGN全国大会分科会等での議論²などに基づいて自己評価を行った上で作成すること。条件付き再認定地域は、前回審査時に指摘された事項への対応について明確に記述すること。

- 1) 概況
- 2) 日本ジオパーク委員会の求めに応じて立案したアクションプランの進捗状況(アクションプランの提出が求められていない場合は不要)
- 3) 基本計画やアクションプランなどを改善した場合には、その改善点と改善した理由
- 4) 管理運営体制、組織、予算
- 5) ジオサイトの保全状況および保全活動の状況
- 6) 科学教育、防災教育、環境教育など地域の教育・普及活動

- 7) 研究活動の支援状況、域内の事象に関する学術論文等の新たな研究成果
- 8) ジオツーリズムの状況
- 9) 地域の持続可能な発展への寄与の状況（経済活動や住民の地域活動の活性化など）
- 10) 世界や日本のジオパークネットワーク活動への貢献の状況
- 11) 各種自然災害への対応状況（自地域の活動の他、他地域のジオパークへの支援など含む）
- 12) 当該地域における現在のジオパーク活動に関する課題とその解決方針
- 13) 今後の目標と活動計画
- 14) 日本ジオパーク委員会によって過去に求められた、当該日本ジオパークの特性に関連する事項

4-2) 添付書類

- 1) 日本ジオパーク委員会の求めに応じて立案したアクションプラン（アクションプランの提出が求められていない場合は不要）と、その具体的な進捗状況。アクションプランに改善箇所がある場合はその箇所をわかるようにする。
- 2) ジオサイトの保全状況。全体の保全管理計画。
- 3) 「前回申請書」もしくは「現況報告」作成後から、今回提出する「現況報告」作成時までの教育・普及活動一覧（数が多い場合には全てを書き出さず、類型に分け回数を示す）。
- 4) 「前回申請書」もしくは「現況報告」作成後から、今回提出する「現況報告」作成時までの調査・研究実績の一覧。（調査・研究実績とは、地域資源の学術的評価や、ジオパーク活動の分析などジオパークに関する研究発表、学術論文、学術書等のことである）。
- 5) 「前回申請書」もしくは「現況報告」作成後から、今回提出する「現況報告」作成時までのジオツアー一覧（数が多い場合には全てを書き出さず、類型に分け回数を示す）。
- 6) 「前回申請書」もしくは「現況報告」作成後から、今回提出する「現況報告」作成時までのガイド養成活動一覧（数が多い場合には全てを書き出さず、類型に分け回数を示す）。
- 7) ジオパークが主体となって作成した案内・解説看板の一覧表。一覧表には個々の看板についての、主題、設置年月、内容の類型、記載内容についての自己評価、今後の改修予定について示す。ジオサイトにおいて、ジオパークが看板を設置していないが、他団体が地学的解説のある看板を設置している場合には、主題、設置主体、設置年月、内容の類型について、把握している範囲で示す。
- 8) 「前回申請書」もしくは「現況報告」作成後から、今回提出する「現況報告」作成時までに作成したジオパークのガイドマップ、ガイドブックの一覧と今後の作成・改善計画。代表的なもの 3 点を添付する。
- 9) Global Geoparks Network、Asia Pacific Geoparks Network、日本ジオパークネットワーク等のネットワーク組織の運営や種々のジオパークに関する活動への貢献、会議などへの参加と成果発表の一覧（ユネスコ世界ジオパークの現地審査員や日本ジオパークの現地審査員の派遣については、ここに記す）。
- 10) 国内外のジオパーク間の交流活動の一覧（姉妹関係、講師派遣・受け入れ、共同でのイベント実施な

ど)。

11) 日本ジオパーク委員会によって過去に求められた、当該ジオパークの特性に関連する事項。

5. 現地審査

ジオパークの審査では、現地関係者と現地審査員とが、共に相手の立場や活動を尊重し敬意を払い、進めること。

5-1. 現地審査項目

各ジオパークは、現地審査において下記項目について審査員に現況を正確に伝えること。それぞれの説明は、各事務局ではなく、実際の担当者が行うのが望ましい。

- 1) ジオサイトの保全状況、保全に関わる活動状況
- 2) 地球科学の普及活動
- 3) 調査・研究活動の支援状況やその成果
- 4) 拠点施設の状況
- 5) 解説板、ガイドマップ、ガイドブックの整備状況
- 6) ガイド組織の状況と継続性、自立性
- 7) ガイドツアーの内容
- 8) 観光協会、地元旅行社など各種民間団体の活動、運営団体との連携状況
- 9) リスクマネジメント
- 10) 運営団体の予算・組織・役割分担や人材育成の状況と、持続可能性
- 11) 火山災害、地震災害、土砂災害、洪水災害など、域内で起こった自然災害への対応事例や普及活動等。防災教育への反映

6. 再認定審査で評価するポイント

日本ジオパーク委員会は、各ジオパーク事務局から日本ジオパーク委員会に提出された現況報告の評価と、現地審査の結果に基づいて以下の点について評価し、再認定の可否を決定する。

- 6-1. 名称とテーマ、ジオサイトの管理と保全、教育・研究、管理運営、ジオツーリズム、国際対応・ネットワーク活動、防災・安全等の、ジオパーク活動に関する仕組みと活動が、適切かつ十分なものであるか。活動については、前回審査時からの進展の状況。さらに、前回審査後に始めた事業や活動が、ジオパークの理念に照らして適切かどうか。
- 6-2. 前回審査時およびその他の機会に日本ジオパーク委員会から指摘された問題点の改善状況。
- 6-3. 日本ジオパーク委員会に提出したアクションプランがある場合、その進捗状況。
- 6-4. 運営組織・体制の現状と今後の展望。
- 6-5. それぞれのジオパークの活動において必要と思われる上記以外の点。

註

1) **Statutes and Operational Guidelines of the UNESCO Global Geoparks**

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/SC/pdf/IGGP_UGG_Statutes_Guidelines_EN.pdf

2) JGN 全国大会分科会等での議論の内容は、各全国大会の報告書に記載されている他、論文等にまとめられている（例えば西谷ほか 2016 ジオパークと地域資源 2: 1-7）。また、第 3 回大会以降は各分科会での議論の要約が大会宣言となっている。